

第 16 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	1	5	13	20

(2) 議案の名称

< 専決処分報告 >

報告第 1 号 専決処分について（尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件）

< 予算 >

議案第 82 号 平成 28 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 83 号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 84 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

議案第 85 号 尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 86 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 87 号 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 88 号 市有地等の売払いについて

議案第 89 号 工事請負契約について（わかば西小学校改築工事）

議案第 90 号 工事請負契約について（わかば西小学校改築工事のうち電気設備工事）

議案第 91 号 工事請負契約について（わかば西小学校改築工事のうち機械設備工事）

議案第 92号	工事請負契約について（園田南小学校プール改築等工事）
議案第 93号	工事請負契約について（小田中学校改築工事）
議案第 94号	工事請負契約について（小田中学校改築工事のうち電気設備工事）
議案第 95号	工事請負契約について（小田中学校改築工事のうち機械設備工事）
議案第 96号	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事）
議案第 97号	工事請負契約の変更について（園田東小学校校舎棟改築等工事）
議案第 98号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
議案第 99号	工事請負契約について（港橋耐震補強（その1）工事）
議案第 100号	工事請負契約について（魚釣り公園釣り桟橋改修工事）

2 その他の報告

- (1) 平成27年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し

28事業	2,335,009千円
------	-------------
- (2) 平成27年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し

7事業	69,966千円
-----	----------
- (3) 平成27年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用

1事業	34,783千円
-----	----------
- (4) 平成27年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業	17,522千円
-----	----------
- (5) 平成27年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業	75,365千円
-----	----------
- (6) 平成27年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業	914,221千円
-----	-----------
- (7) 議会の指定に基づく専決処分
 - ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1件	168,565円
その他の事故	2件	1,878,872円

3 追加提出予定案件

< 条例 >

- ・ 尼崎市立教育総合センター条例の一部を改正する条例について
- ・ 尼崎市立視聴覚センター条例を廃止する条例について

第16回尼崎市議会定例会

議案説明資料

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 8 2 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 2 8 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 1 号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	208,100,000	2,433,132	210,533,132		
2	歳入歳出補正予算額 (単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	115,621	総務費	2,232,438	
	財産収入	2,218,200	民生費	153,549	
	繰入金	100,411	衛生費	47,145	
	市債	1,100			
	合 計	2,433,132	合 計	2,433,132	
3	補正予算の内容 旧交通局が保有していた土地・建物の売払いに伴う不動産売払収入を財政調整基金に積み立てるほか、国の保育所等整備交付金を活用して施設整備を行う法人保育園に対する補助金の支払いや、(仮称) 北部保健福祉センターの整備に係る賃借料等の支払い等を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。				

費目別事業概要

総務費	2,232,438 千円
財政調整基金積立金	2,218,200 千円
旧交通局が保有していた土地・建物の売払いに伴う不動産売払収入を積み立てる。	
阪急塚口サービスセンター移転事業費	14,238 千円
阪急塚口サービスセンターの移転整備に係る敷金及び賃借料の支払いを行う。	
民生費	153,549 千円
(仮称)保健福祉センター整備事業費	39,043 千円
(仮称)北部保健福祉センターの整備に係る敷金及び賃借料の支払いを行う。	
保育環境改善事業費	114,506 千円
国の保育所等整備交付金を活用して、施設整備を行う法人保育園に対して、その費用の一部を補助する。	
衛生費	47,145 千円
(仮称)保健福祉センター整備事業費	47,145 千円
(仮称)北部保健福祉センターの整備に係る敷金及び賃借料の支払いを行う。	

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 8 3 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 国会議員の選挙等の執行経費に係る総務省の超過勤務手当費の積算単価が改定されたことから、当該単価に合わせて規定している本市の選挙業務に係る基本手当額の単価について改定する。</p> <p>2 改正内容 第 2 条第 2 号に規定する、選挙業務に係る基本手当額の算出根拠となる単価について、「1,760円54銭」から「1,731円83銭」に改める。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第15条第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務1時間につき、同項中「第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,731円83銭</u>に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令(平成19年政令第122号)に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選挙業務に係る基本手当額 選挙業務に従事した職員を、給与条例第15条第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員とみなしたうえで、当該選挙業務に従事した全時間に対し、勤務1時間につき、同項中「第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのを「<u>1,760円54銭</u>に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令(平成19年政令第122号)に定める割合を乗じて得た額」と読み替えて同項の規定の例により算定した額をいう。</p>

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 8 4 号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 地方税法等の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 法人の市民税の法人税割に係る税率を 8 . 4 % (現行 1 2 . 1 %) に改める。 【条例第 3 3 条の 7 第 2 項】</p> <p>(2) 中小法人に対する法人の市民税の不均一課税について、適用要件に該当した場合に法人税割額から控除する額を、当該法人税割額に 8 . 4 分の 2 . 4 (現行 1 2 . 1 分の 2 . 4) を乗じて計算した額に改める。 【条例第 3 3 条の 7 の 2 第 1 項】</p> <p>(3) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置(新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分 (中高層耐火建築住宅は 5 年度分)、居住部分の床面積 1 2 0 m²までの固定資産税額を 2 分の 1 に減額) の適用期限を 2 年延長し、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。 【条例第 4 9 条及び第 5 0 条】</p> <p>(4) 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に取得した再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準について、3 年度分、太陽光発電設備及び風力発電設備はその価格に 3 分の 2 を乗じて得た額、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備はその価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。</p> <p>(5) 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準について、5 年度分、その価格に 5 分の 4 を乗じて得た額とする。</p> <p>(6) 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に取得等した津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準について、4 年度分、その価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。 【(4)~(6) 条例附則第 1 0 項】</p> <p>(7) 法人が、平成 2 8 年 4 月 2 0 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に、認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合、法人市民税法人税割額から一定金額を税額控除する。 【条例附則第 2 6 項】</p> <p>(8) 個人が、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日までの間に、スイッチ O T C 医薬品 (医療用から転用された医薬品) の購入費用を年間 1 2 , 0 0 0 円を超えて支払った場合、超える部分の金額を所得控除する。 【条例附則第 4 6 項】</p> <p>3 施行期日 公布の日。ただし 2 (1) 及び (2) は平成 2 9 年 4 月 1 日、2 (8) は平成 3 0 年 1 月 1 日とする。</p>					

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（電子情報処理組織による申告等）</p> <p>第5条の2 市長は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知のうち、この条例等の規定により書面等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第2条第3号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（以下この条において「申告等」という。）については、当該規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該申告等をする者に電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申告等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。<u>第27条の2第4項及び第33条の3第7項を除き、以下同じ。</u>）を使用して行わせることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>（所得控除）</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに_____該当するときは、<u>同項及び同条第3項</u> から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額（同条第7項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。）をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p>	<p>（電子情報処理組織による申告等）</p> <p>第5条の2 市長は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知のうち、この条例等の規定により書面等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第2条第3号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（以下この条において「申告等」という。）については、当該規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該申告等をする者に電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申告等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。_____）<u>以下同じ。</u>）を使用して行わせることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>（所得控除）</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には<u>同条第1項及び第3項</u>から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額（同条第7項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。）をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p>

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第 3 3 条の 3 給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において前条の納税義務者に対して給与の支払をする者 (他の市町村内において給与の支払をする者を含む。) のうち給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者とする。この場合において、市長は、給与所得に係る特別徴収税額(法第 3 2 1 条の 4 第 1 項に規定する給与所得に係る特別徴収税額をいう。以下この節において同じ。) を特別徴収の方法によって徴収する旨(第 7 項及び第 8 項において「通知事項」という。) を、当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知するものとする。

2 前項後段の規定による

_____通知は、当該年度の初日の属する年の 5 月 3 1 日までにしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第 2 9 条第 1 項の規定により提出すべき 給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかったことその他やむを得ない理由があることにより、前項に規定する期日までに第 1 項後段の規定による通知をすることができなかった場合は _____、当該期日後において当該通知をすることができる。ただし、次条第 1 項の規定により 当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年 5 月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不適當であると認められる場合は _____、この限りでない。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の 4 月 3 0 日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者と

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第 3 3 条の 3 給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において前条の納税義務者に対して給与の支払をする者 (他の市町村内において給与の支払をする者を含む。) のうち給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者とする。この場合においては、当該給与所得に係る特別徴収税額

_____を特別徴収の方法によって徴収する旨 _____

_____を、当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知する _____

2 前項後段の規定によって特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の 5 月 3 1 日までにしなければならない。

3 _____第 2 9 条第 1 項の規定によって提出すべき 給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかったことその他やむを得ない理由があることにより、前項に規定する期日までに第 1 項後段の規定による通知をすることができなかった場合にあっては、当該期日後において当該通知をすることができる。ただし、次条第 1 項の規定によって当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年 5 月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不適當であると認められる場合においては、この限りでない。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の 4 月 3 0 日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該 給与所得者に対して新たに給与の支払をする者と

なった者(所得税法第183条の規定により
給与の支払をする際所得税を徴収して納付す
る義務がある者に限る。以下この項において同
じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与
の支払をする者から給与の支払を受けなくな
った日の属する月の翌月の10日(その支払を
受けなくなった日が翌年の4月中である場合
には、同月30日)までに、前条第1項の規定
により特別徴収の方法によって徴収されるべ
き前年中の給与所得に係る所得割額及び均等
割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴
収された金額があるときは、当該金額を控除し
た金額。以下この項において「合算額」という。)
を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の
申出をしたときは、当該給与所得者に対して新
たに給与の支払をする者となった者を特別徴
収義務者とし、これに当該合算額を徴収させる
ものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中
にあった場合において、当該給与所得者に対し
て新たに給与の支払をする者となった者に当
該合算額を _____ 徴収させることが困
難であると市長が認めるときは、この限りでな
い。

6 略

7 市長は、第1項又は第5項の特別徴収義務者
の同意がある場合は、第1項後段(前項におい
て準用する場合を含む。次項及び次条第1項に
おいて同じ。)の規定による通知に代えて、通
知事項を電子情報処理組織(情報通信技術利用
法第4条第1項に規定する電子情報処理組織
をいう。)を使用する方法として省令で定める
方法により当該特別徴収義務者に提供するこ
とができる。

8 前項の規定による通知事項の提供が行われ
たときは、第1項後段の規定による通知があっ
たものとみなして、次条第1項及び第33条の
5第1項の規定を適用する。

なった者(所得税法第183条の規定によつて
給与の支払をする際所得税を徴収して納付す
る義務がある者に限る。以下この項において同
じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与
の支払をする者から給与の支払を受けなくな
った日の属する月の翌月の10日(その支払を
受けなくなった日が翌年の4月中である場合
には、同月30日)までに、前条第1項の規定
により特別徴収の方法によって徴収されるべ
き前年中の給与所得に係る所得割額及び均等
割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴
収された金額があるときは、当該金額を控除し
た金額)

を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の
申出をしたときは、当該給与所得者に対して新
たに給与の支払をする者となった者を特別徴
収義務者とし、これに徴収させる。

_____ ただし、当該申出が翌年の4月中
にあった場合において、当該給与所得者に対し
て新たに給与の支払をする者となった者を特
別徴収義務者とし、これに徴収させることが困
難であると市長が認めるときは、この限りでな
い。

6 略

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第33条の4 前条第1項又は第5項の特別徴収義務者は、同条第2項に規定する期日までに同条第1項後段

の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、納入しなければならない。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、納入しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日まで

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第33条の4 前条 の特別徴

収義務者は、同条第2項に規定する期日までに同条第1項後段(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、納入しなければならない。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、納入しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によってその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定によって特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日まで

の間において発生した場合は、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにおいては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、納入しなければならない。

3 前項本文の場合においては、特別徴収義務者は、省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなった納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

4 前条第1項又は第5項の規定により、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者とされた場合は、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該市町村内に所在する銀行その他の金融機関で本市が指定し、かつ、当該特別徴収義務者に通知したものに払い込まなければならない。この場合において、当該特別徴収義務者が当該金融機関に当該納入金を払い込んだ時に、本市に当該納入金の納入があったものとみなす。

5 前条第1項又は第5項の特別徴収義務者が国の機関である場合における第13条の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付した時に本市に当該納入金の納入があったものとみなす。

の間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにおいては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、納入しなければならない。

3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなった納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

4 前条の規定によって、他の市町村内において給与の支払をする者を特別徴収義務者として指定した場合には、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該市町村内に所在する銀行その他の金融機関で市が指定して、当該特別徴収義務者に通知したものに払い込まなければならない。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時において、市にその納入金の納入があったものとみなす。

5 市が指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第13条の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込みをした時において、市に納入金の納入があったものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第33条の5 市長は、第33条の3第1項から第3項まで(同条第6項において同条第1項後段の規定を準用する場合を含む。)の規定により同項又は同条第5項の特別徴収義務者に給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要があると認めるときは、直ちに、当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該給与所得に係る特別徴収税額に係る納税義務者に通知するものとする。

2 第33条の3第7項及び第8項の規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第7項中「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、「次条第1項及び第33条の5第1項」とあるのは「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。

3 特別徴収義務者が、第1項の規定による通知を受け取った場合において、その通知を受け取った日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定により変更された額に基づいて、市長が別に定めるところによる。

(市民税の減免の申請等)

第34条の2 市民税の納税義務者は、前条第1項から第4項までの規定による市民税の減免を受けようとするときは、規則で定める日までに、次の各号に掲げる事項を記載した減免申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該納税義務者の住所及び氏名(法人にあ

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第33条の5 _____ 第33条の3第1項から第3項まで(同条第6項において同条第1項後段の規定を準用する場合を含む。)の規定によって _____ 給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合においては、直ちに 当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税者に通知する _____。

2 特別徴収義務者が前項の _____ 通知を受け取った場合においては、その通知を受け取った日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定によって変更された額に基づいて、市長が別に定めるところによる。

(市民税の減免の申請等)

第34条の2 市民税の納税義務者は、前条第1項から第4項までの規定による市民税の減免を受けようとするときは、規則で定める日までに、次の各号に掲げる事項を記載した減免申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該納税義務者の住所及び氏名(法人にあ

つては、主たる事務所の所在地、名称及び
法人番号並びにその代表者の氏名)

(2)・(3) 略

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から平成30年
3月31日までの間に新築された住宅(区分所
有に係る家屋にあっては人の居住の用に供す
る専有部分のうち令で定める専有部分を有す
る家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋
にあっては人の居住の用に供する家屋のうち
令で定める家屋をいう。以下この条及び次条に
おいて同じ。)で令で定めるものに対して課す
る固定資産税については、次条又は法附則第1
5条の7第1項若しくは第2項若しくは附則
第15条の8第1項若しくは第3項から第5
項までの規定の適用がある場合を除き、当該住
宅に対して新たに固定資産税が課されること
となった年度から3年度分の固定資産税に限り、
当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に
係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受
ける部分に係る税額として各区分所有者ごと
に令で定めるところにより算定した額の合算
額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人
の居住の用に供する部分以外の部分を有する住
宅その他の令で定める住宅に限る。)にあって
はこの条の規定の適用を受ける部分に係る税
額として令で定めるところにより算定した額
とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅
に係る固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定
資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成30年
3月31日までの間に新築された中高層耐火
建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又
は建築基準法(昭和25年法律第201号)第
2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該

つては、主たる事務所の所在地及び名称
並びにその代表者の氏名)

(2)・(3) 略

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から平成28年
3月31日までの間に新築された住宅(区分所
有に係る家屋にあっては人の居住の用に供す
る専有部分のうち令で定める専有部分を有す
る家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋
にあっては人の居住の用に供する家屋のうち
令で定める家屋をいう。以下この条及び次条に
おいて同じ。)で令で定めるものに対して課す
る固定資産税については、次条又は法附則第1
5条の7第1項若しくは第2項若しくは附則
第15条の8第1項若しくは第3項から第5
項までの規定の適用がある場合を除き、当該住
宅に対して新たに固定資産税が課されること
となった年度から3年度分の固定資産税に限り、
当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に
係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受
ける部分に係る税額として各区分所有者ごと
に令で定めるところにより算定した額の合算
額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人
の居住の用に供する部分以外の部分を有する住
宅その他の令で定める住宅に限る。)にあって
はこの条の規定の適用を受ける部分に係る税
額として令で定めるところにより算定した額
とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅
に係る固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定
資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成28年
3月31日までの間に新築された中高層耐火
建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又
は建築基準法(昭和25年法律第201号)第
2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該

当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8第1項若しくは第3項から第5項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（都市計画税の課税客体等）

第107条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第36条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされるものをいう。

附則

1～6 略

当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8第1項若しくは第3項から第5項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（都市計画税の課税客体等）

第107条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第36条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされるものをいう。

附則

1～6 略

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

7 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第18条第6項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の法附則第15条第33項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分限り、固定資産税を課さない。

8 法附則第15条第33項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成28年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分限り、固定資産税を課さない。

9 前2項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1)~(3) 略

(4) 法附則第15条第2項第7号 4分の3

(5)~(7) 略

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

7 _____

_____法附則第15条第33項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)

8 前項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(固定資産税等の課税標準等の特例)

9 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1)~(3) 略

(4) 法附則第15条第2項第6号 4分の3

(5)~(7) 略

<p>(8) <u>法附則第15条第29項</u> 2分の1</p> <p>(9) <u>法附則第15条第30項</u> 2分の1</p> <p>(10) <u>法附則第15条第31項</u> 2分の1</p> <p>(11) <u>法附則第15条第33項第1号</u> 3分の2</p> <p>(12) <u>法附則第15条第33項第2号</u> 2分の1</p> <p>(13) <u>法附則第15条第36項</u> 3分の2</p> <p>(14) <u>法附則第15条第39項</u> 3分の2</p> <p>(15) <u>法附則第15条第40項</u> 4分の3</p> <p>(16) <u>法附則第15条第42項</u> 5分の4</p> <p>(17) <u>法附則第15条の8第4項</u>において読み替えて準用する<u>法附則第15条の6第2項</u> 3分の2</p> <p>(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p><u>1.1</u> 略</p> <p><u>1.2</u> 略</p> <p><u>1.3</u> 固定資産税の納税者は、その納付すべき平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に係る<u>附則第11項</u>の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。</p> <p><u>1.4</u> 略</p> <p><u>1.5</u> 略</p> <p><u>1.6</u> 略</p> <p><u>1.7</u> 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>1.8</u> 略</p> <p><u>1.9</u> 前項の規定の適用がある場合における第25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに<u>附則第18項</u>」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに<u>附則第18項</u>」</p>	<p>(8) <u>法附則第15条第30項</u> 2分の1</p> <p>(9) <u>法附則第15条第31項</u> 2分の1</p> <p>(10) <u>法附則第15条第36項</u> 3分の2</p> <p>(11) <u>法附則第15条第39項</u> 3分の2</p> <p>(12) <u>法附則第15条第40項</u> 4分の3</p> <p>(13) <u>法附則第15条の8第4項</u>において読み替えて準用する<u>法附則第15条の6第2項</u> 3分の2</p> <p>(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p><u>1.0</u> 略</p> <p><u>1.1</u> 略</p> <p><u>1.2</u> 固定資産税の納税者は、その納付すべき平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に係る<u>附則第10項</u>の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について法第432条第1項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。</p> <p><u>1.3</u> 略</p> <p><u>1.4</u> 略</p> <p><u>1.5</u> 略</p> <p><u>1.6</u> 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>1.7</u> 略</p> <p><u>1.8</u> 前項の規定の適用がある場合における第25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに<u>附則第17項</u>」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに<u>附則第17項</u>」</p>
---	---

とする。

20 附則第18項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合に限り、適用する。

21 略

22 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

23 略

24 附則第22項の規定の適用がある場合における第25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに附則第22項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第22項」とする。

25 略

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

26 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日

とする。

19 附則第17項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合に限り、適用する。

20 略

21 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、附則第17項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

22 略

23 附則第21項の規定の適用がある場合における第25条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項並びに附則第21項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第21項」とする。

24 略

から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第7項に規定する控除額を控除するものとする。

27 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係がある同条第12号の7に規定する連結子法人(同条第16号に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合は、法附則第8条の2の2第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の第33条の8第4項、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項から第12項まで及び同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第9項に規定する控除額を控除するものとする。

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

34 略

(軽自動車税の税率の特例)

35 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

(軽自動車税の税率の特例)

32 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1

項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第38項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	4,600円
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

36 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間(次項及び附則第38項において「軽課対象期間」という。)に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で法附則第30条第3項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	1,000円
第62条 第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

37 略
38 略
39 略
40 略

項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第35項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	4,600円
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

33 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間(次項及び附則第35項において「軽課対象期間」という。)に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車で法附則第30条第3項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	1,000円
第62条 第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

34 略
35 略
36 略
37 略

<p><u>4 1</u> 略</p> <p><u>4 2</u> 略</p> <p>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p><u>4 3</u> 略</p> <p><u>4 4</u> 略</p> <p><u>4 5</u> <u>附則第 4 3 項</u>の規定は、平成 7 年度分の第 2 6 条第 1 項又は第 3 項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 7 条第 1 項の確定申告書を含む。) に<u>附則第 4 3 項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合 (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。) に限り、適用する。</p> <p><u>4 6</u> 略</p> <p><u>4 7</u> 略</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>4 8</u> 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修 (同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び<u>附則第 5 0 項</u>において同じ。) が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準 (法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準をいう。<u>附則第 5 0 項</u>において同じ。) に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用の金額</p> <p><u>4 9</u> 略</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>5 0</u> 略</p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p><u>3 8</u> 略</p> <p><u>3 9</u> 略</p> <p>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p><u>4 0</u> 略</p> <p><u>4 1</u> 略</p> <p><u>4 2</u> <u>附則第 4 0 項</u>の規定は、平成 7 年度分の第 2 6 条第 1 項又は第 3 項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 7 条第 1 項の確定申告書を含む。) に<u>附則第 4 0 項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合 (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。) に限り、適用する。</p> <p><u>4 3</u> 略</p> <p><u>4 4</u> 略</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>4 5</u> 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修 (同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び<u>附則第 4 7 項</u>において同じ。) が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準 (法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準をいう。<u>附則第 4 7 項</u>において同じ。) に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用_____</p> <p><u>4 6</u> 略</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>4 7</u> 略</p> <p>(1)~(4) 略</p>
---	---

(5) 耐震改修に要した費用で省令附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となったものの金額

5.1 略

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5.2 略

(1)~(5) 略

(6) 改修工事に要した費用の金額

(7) 改修工事について令附則第12条第29項に規定する補助金等の交付又は同項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあっては、その金額

5.3 略

5.4 附則第5.2項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5.5 略

(1)~(4) 略

(5) 改修工事に要した費用の金額

(6) 改修工事について令附則第12条第36項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあっては、その金額

5.6 略

5.7 附則第5.5項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することが

(5) 耐震改修に要した費用で省令附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となったもの_____

4.8 略

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4.9 略

(1)~(5) 略

(6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

5.0 略

5.1 附則第4.9項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5.2 略

(1)~(4) 略

(5) 改修工事に要した費用_____

5.3 略

5.4 附則第5.2項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することが

<p>できるときは、申告書への添付を省略させることができる。</p> <p><u>5 8</u> 略</p>	<p>できるときは、申告書への添付を省略させることができる。</p> <p><u>5 5</u> 略</p>
--	--

尼崎市市税条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>（延滞金）</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（これらの規定を第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の8第1項、第2項、第4項若しくは第6項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の2に規定する納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第95条、第96の8第1項、第96条の13第3項若しくは第102条第1項に規定する納期限後若しくは第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後にその税金を納付し、若しくは納入金を納入する場合又は第33条の8第8項に規定する申告書に係る税金を納付する場合は、当該税額又は納入金額に、その納期限（当該申告書に係る税金を納付するときは当該税金に係ると同条第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する納期限、納期限が延長されたときはその延長後の納期限。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に定め</p>	<p>（延滞金）</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の4</p> <p>_____、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第35条の6の2_____において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4（_____第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の8第1項、第2項、第4項若しくは第6項、第35条の6、第45条、第63条第2項、第73条の2第1項若しくは第2項、第73条の4第2項</p> <p>_____、第95条、第96の8第1項、第96条の13第3項、第102条第1項又は第111条に規定する</p> <p>_____納期限後にその税金を納付し、若しくは納入金を納入する場合又は第33条の8第8項の申告書に係る税金_____を納付する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（同項の申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係ると同条第1項、第2項、第4項又は第6項の納期限とし、納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げ</p>

る日又は期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2、第33条の5の5、第33条の6の4第1項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第96条の13第3項に規定する納期限後又は第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後に納付し、又は納入する税額 これらの納期限の翌日から1月を経過する日

(2) 第33条の8第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する

申告書に係る税額(次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(3) 第33条の8第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 その提出した日(以下この号において「提出日」という。)(提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

る期間 については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 第31条、第33条の4、第33条の5の2若しくは第33条の5の5、第33条の6の4、第35条の6、第45条、第63条第2項、第73条の4第2項、第96条の13第3項又は第111条の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) 第33条の8第1項、第2項、第4項若しくは第6項、第73条の2第1項若しくは第2項、第95条、第96条の8第1項又は第102条第1項の規定による申告書に係る税額(第5号に掲げる税額を除く) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第33条の8第1項、第2項、第4項若しくは第6項、第73条の2第1項若しくは第2項、第95条、第96条の8第1項若しくは第102条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものの又は第73条の3第2項、第96条第2項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。)若しくは第104条第2項の申告書に係る税額(第96条

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第1項若しくは第2項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。)又は第104条第1項若しくは第2項による申告書に係る場合にあっては、第5号に掲げる税額を除く。) 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
<p>(4) 第33条の8第8項に規定する申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日(同条第9項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において「提出日等」という。)(提出日等後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日等の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))</p>	<p>(4) 第33条の8第8項の申告書_____に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日(同条第9項の規定の適用がある場合で_____当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <hr/> <hr/>
<p>(5) 第73条の2、第95条、第96条の8第1項又は第102条第1項に規定する申告書に係る税額(次号及び第7号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)</p> <p>当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>	
<p>(6) 第73条の2、第95条、第96条の8第1項若しくは第102条第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したもの又は第73条の3第2項、第96条第2項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)</p> <p>若しくは第104条第2項に規定する申告書に係る税額(第96条第1項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。))の規定により提出した申告書又は第96条第2項に規定する申告書に係る場合にあっては、次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)</p> <p>その提出した日(以下この号において「提出日」という。)(提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日の翌日から1月を経過する日後に納付した</p>	

ときは、当該日))

(7) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第5項又は第629条第5項の規定によって徴収を猶予した税額 その猶予した期間の末日(以下この号において「猶予期限」という。)(猶予期限後に当該税額を納付したときは、その納付の日(猶予期限の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

2 略

(法人の市民税の税率)

第33条の7 略

2 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

3～9 略

(中小法人に対する不均一課税)

第33条の7の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(法第292条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。)が年4,000,000円以下であるものに対する当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)～(3) 略

2～5 略

附則

1～24 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

(5) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第5項又は第629条第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

2 略

(法人の市民税の税率)

第33条の7 略

2 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

3～9 略

(中小法人に対する不均一課税)

第33条の7の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(法第292条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。)が年4,000,000円以下であるものに対する当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)～(3) 略

2～5 略

附則

1～24 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

25 第25条第2項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項又は附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、法第314条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより算定するものとする。

26～45 略

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

46 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において法附則第4条の4第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（同号に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

47 略

48 略

25 第25条第2項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第6項

又は附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、法第314条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより算定するものとする。

26～45 略

46 略

47 略

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 9 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第 5 1 項において同じ。)が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準をいう。附則第 5 1 項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

5 0 略

5 1 略

5 2 略

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 3 略

5 4 略

5 5 附則第 5 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 6 略

5 7 略

5 8 附則第 5 6 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することが

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 8 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第 5 0 項において同じ。)が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準をいう。附則第 5 0 項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(5) 略

4 9 略

5 0 略

5 1 略

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 2 略

5 3 略

5 4 附則第 5 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、申告書への添付を省略させることができる。

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 5 略

5 6 略

5 7 附則第 5 5 項の規定にかかわらず、同項の規定により申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することが

できるときは、申告書への添付を省略させることができる。

59 略

できるときは、申告書への添付を省略させることができる。

58 略

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成27年尼崎市条例第37号)(第3条関係)

改正後	現 行
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中第19条第2項及び第27条の3第4項の改正規定並びに次項の規定 平成28年1月1日</p> <p>(2) 第2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに付則第3項及び第5項から第11項までの規定 平成28年4月1日</p> <p>(3) 第2条中第33条の8第5項の改正規定及び付則第4項 <u>平成30年4月1日</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成28年改正後条例第33条の8第5項の規定は、<u>平成30年4月1日</u>以後に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(以下「内国法人の控除対象還付法人税額等」という。)(同条第13項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額等とみなされたものを含む。以下同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた内国法人の控除対象還付法人税額等については、なお従前の例による。</p> <p>5～12 略</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中第19条第2項及び第27条の3第4項の改正規定並びに次項の規定 平成28年1月1日</p> <p>(2) 第2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに付則第3項及び第5項から第11項までの規定 平成28年4月1日</p> <p>(3) 第2条中第33条の8第5項の改正規定及び付則第4項 <u>平成29年4月1日</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成28年改正後条例第33条の8第5項の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(以下「内国法人の控除対象還付法人税額等」という。)(同条第13項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額等とみなされたものを含む。以下同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた内国法人の控除対象還付法人税額等については、なお従前の例による。</p> <p>5～12 略</p>

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成27年尼崎市条例第54号)(第4条関係)

改正後	現 行
<p>第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1項中「次条」を「以下この節」に改める。</p> <p>第5条の2の次に次の1条を加える。</p> <p>(個人番号を有しない個人等に係る申告等の手続の特例)</p> <p>第5条の3 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を有しない個人及び法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有しない法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。第2章第1節、第57条第3項及び第4項並びに第3章第2節を除き、以下同じ。)は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知に係る書面でこの条例等の規定により個人番号又は法人番号を記載することとされているものについては、当該規定にかかわらず、個人番号及び法人番号を記載することを要しない。</p> <p>第15条の2の次に次の8条を加える。</p> <p>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)</p> <p>第15条の3 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を、当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。</p>	<p>第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1項中「次条」を「以下この節」に改める。</p> <p>第5条の2の次に次の1条を加える。</p> <p>(個人番号を有しない個人等に係る申告等の手続の特例)</p> <p>第5条の3 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を有しない個人及び法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有しない法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。第2章第1節、第57条第3項及び第4項並びに第3章第2節を除き、以下同じ。)は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知に係る書面でこの条例等の規定により個人番号又は法人番号を記載することとされているものについては、当該規定にかかわらず、個人番号及び法人番号を記載することを要しない。</p> <p>第15条の2の次に次の8条を加える。</p> <p>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)</p> <p>第15条の3 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を、当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。</p>

- 2 市長は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予期間の延長をする金額を、当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により徴収の猶予をする金額を分割して納付させ、若しくは納入させ、又は前項の規定により徴収の猶予期間の延長をする金額を分割して納付させ、若しくは納入させる場合においては、これらの分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又はこれらの分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額(以下この節において「納付期限等」という。)を定めるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により納付期限等を定めたときは、法第15条の2の2第1項の規定による通知に併せて、当該納付期限等を定めた旨、当該納付期限等その他市長が必要と認める事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者で第3項の規定により納付期限等が定められたものが、その各納付期限までに当該納付期限に係る納付金額を納付し、又はその各納入期限までに当該納入期限に係る納入金額を納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その分割納付の各納付期限若しくは当該納付期限ごとの納付金額又はその分割納入の各納入期限若しくは当該納入期限ごとの納入金額を変更することができる。
- 6 市長は、前項の規定により分割納付の各納付期限若しくは当該納付期限ごとの納付金額又

- 2 市長は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予期間の延長をする金額を、当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により徴収の猶予をする金額を分割して納付させ、若しくは納入させ、又は前項の規定により徴収の猶予期間の延長をする金額を分割して納付させ、若しくは納入させる場合においては、これらの分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又はこれらの分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額(以下この節において「納付期限等」という。)を定めるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により納付期限等を定めたときは、法第15条の2の2第1項の規定による通知に併せて、当該納付期限等を定めた旨、当該納付期限等その他市長が必要と認める事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者で第3項の規定により納付期限等が定められたものが、その各納付期限までに当該納付期限に係る納付金額を納付し、又はその各納入期限までに当該納入期限に係る納入金額を納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その分割納付の各納付期限若しくは当該納付期限ごとの納付金額又はその分割納入の各納入期限若しくは当該納入期限ごとの納入金額を変更することができる。
- 6 市長は、前項の規定により分割納付の各納付期限若しくは当該納付期限ごとの納付金額又

は分割納入の各納入期限若しくは当該納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の納付期限等その他市長が必要と認める事項をその変更を受けた者に通知しなければならない。

(法第15条の2第1項の条例で定める事項等)

第15条の4 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及び当該事実に基づき徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 前条第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供しようとする担保で法第16条第1項各号のいずれかに該当するものの種類、数量、所在及び価格(当該担保が同項第6号に該当するときは、同号の保証人の住所又は居所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名))(以下「提供担保情報」という。)
- (9) 前号に規定する場合において、法第16条

は分割納入の各納入期限若しくは当該納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の納付期限等その他市長が必要と認める事項をその変更を受けた者に通知しなければならない。

(法第15条の2第1項の条例で定める事項等)

第15条の4 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及び当該事実に基づき徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 前条第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供しようとする担保で法第16条第1項各号のいずれかに該当するものの種類、数量、所在及び価格(当該担保が同項第6号に該当するときは、同号の保証人の住所又は居所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名))(以下「提供担保情報」という。)
- (9) 前号に規定する場合において、法第16条

<p>第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証する書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により同条に規定する書類を提出すべき場合にあっては、当該書類</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 徴収の猶予(法第15条第2項の規定によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)</p> <p>(2) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額</p> <p>(4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額</p> <p>(5) 徴収の猶予を受けようとする期間</p> <p>(6) 前条第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か</p> <p>(7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等</p> <p>(8) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,0</p>	<p>第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証する書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により同条に規定する書類を提出すべき場合にあっては、当該書類</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 徴収の猶予(法第15条第2項の規定によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)</p> <p>(2) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額</p> <p>(4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額</p> <p>(5) 徴収の猶予を受けようとする期間</p> <p>(6) 前条第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か</p> <p>(7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等</p> <p>(8) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,0</p>
---	---

<p>00,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあつては、提供担保情報</p> <p>(9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 法第15条の2第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）</p> <p>(2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間</p> <p>(4) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額</p> <p>(5) 前号の金額のうち徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額</p> <p>(6) 前条第2項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か</p> <p>(7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあつては、納付期限等</p> <p>(8) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあつては、提供担保情報</p> <p>(9) 前号に規定する場合において、法第16条</p>	<p>00,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあつては、提供担保情報</p> <p>(9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 法第15条の2第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）</p> <p>(2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間</p> <p>(4) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額</p> <p>(5) 前号の金額のうち徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額</p> <p>(6) 前条第2項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か</p> <p>(7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあつては、納付期限等</p> <p>(8) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあつては、提供担保情報</p> <p>(9) 前号に規定する場合において、法第16条</p>
--	--

<p>第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>6 法第15条の2第3項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>7 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、令第6条の10の規定により同条に規定する書類を提出すべき場合における当該書類その他市長が必要と認める書類とする。</p> <p>8 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。</p> <p>(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)</p> <p>第15条の5 第15条の3の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この節において「職権による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類)</p> <p>第15条の6 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 市長が指定する日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(法第15条の6第1項の条例で定める期間)</p> <p>第15条の7 法第15条の6第1項の条例で</p>	<p>第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>6 法第15条の2第3項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>7 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、令第6条の10の規定により同条に規定する書類を提出すべき場合における当該書類その他市長が必要と認める書類とする。</p> <p>8 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。</p> <p>(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)</p> <p>第15条の5 第15条の3の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この節において「職権による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類)</p> <p>第15条の6 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 市長が指定する日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(法第15条の6第1項の条例で定める期間)</p> <p>第15条の7 法第15条の6第1項の条例で</p>
--	--

<p>定める期間は、6か月間とする。</p> <p>(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)</p> <p>第15条の8 第15条の3の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下「申請による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。</p> <p>(法第15条の6の2第1項の条例で定める事項等)</p> <p>第15条の9 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請による換価の猶予を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名) (2) 申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額 (4) 前号の金額のうち、受けようとする申請による換価の猶予に係るもの (5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間 (6) 前条において読み替えて準用する第15条の3第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等 (8) 受けようとする申請による換価の猶予に係る金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報 (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、 	<p>定める期間は、6か月間とする。</p> <p>(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)</p> <p>第15条の8 第15条の3の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下「申請による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。</p> <p>(法第15条の6の2第1項の条例で定める事項等)</p> <p>第15条の9 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請による換価の猶予を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名) (2) 申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額 (4) 前号の金額のうち、受けようとする申請による換価の猶予に係るもの (5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間 (6) 前条において読み替えて準用する第15条の3第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等 (8) 受けようとする申請による換価の猶予に係る金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報 (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、
--	--

<p>当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 法第15条の6の2第1項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長(以下この節において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)</p> <p>(2) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予に係る金額を納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(3) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間</p> <p>(4) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額</p> <p>(5) 前号の金額のうち、受けようとする申請による換価の猶予期間の延長に係るもの</p> <p>(6) 前条において読み替えて準用する第15条の3第2項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か</p> <p>(7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等</p> <p>(8) 受けようとする申請による換価の猶予期間の延長に係る金額が1,000,000円</p>	<p>当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 法第15条の6の2第1項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長(以下この節において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)</p> <p>(2) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予に係る金額を納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(3) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間</p> <p>(4) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額</p> <p>(5) 前号の金額のうち、受けようとする申請による換価の猶予期間の延長に係るもの</p> <p>(6) 前条において読み替えて準用する第15条の3第2項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か</p> <p>(7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等</p> <p>(8) 受けようとする申請による換価の猶予期間の延長に係る金額が1,000,000円</p>
---	---

<p>を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報</p> <p>(9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 法第15条の6の2第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>5 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。</p> <p>(担保を徴する必要がない場合)</p> <p>第15条の10 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 徴収の猶予、徴収の猶予期間の延長、職権による換価の猶予、法第15条の5第2項において準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長(次号において「徴収の猶予等」という。)に係る金額が1,000,000円以下である場合</p> <p>(2) 徴収の猶予等の期間が3か月以内である場合</p> <p>(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合</p> <p>第33条の9中「名称」の次に「、法人番号」を加える。</p> <hr/>	<p>を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報</p> <p>(9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細</p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>4 法第15条の6の2第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>5 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。</p> <p>(担保を徴する必要がない場合)</p> <p>第15条の10 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 徴収の猶予、徴収の猶予期間の延長、職権による換価の猶予、法第15条の5第2項において準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長(次号において「徴収の猶予等」という。)に係る金額が1,000,000円以下である場合</p> <p>(2) 徴収の猶予等の期間が3か月以内である場合</p> <p>(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合</p> <p>第33条の9中「名称」の次に「、法人番号」を加える。</p> <p>第34条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「、名称</p>
--	--

第38条の見出し中「省令」の次に「第15条の3第2項」を加え、同条第1項中「省令」の次に「第15条の3第2項」を加え、「当該」を「区分所有に係る」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改める。

第39条の2の見出し中「案分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「案分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同項第5号中「案分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第2項中「案分の」を「^{あん}按分の」に、「本条」を「この条」に、「次の」を「次の」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同項第6号中「案分する」を「^{あん}按分する」に改める。

第48条第5項中「、第3項又は前項」を「又は前2項」に、「添付して、市長に申請しなければ」を「添えて市長に提出しなければ」に、「、第4号又は第5号の減免理由がある」を「から第5号までのいずれかに該当する」に、「場合限り、市長は、申請を待たずして減免することができる」を「ときは、この限りでない」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同条第6項中「及び」を「又は」に、「よ

及び法人番号」に改める。

第38条の見出し中「省令」の次に「第15条の3第2項」を加え、同条第1項中「省令」の次に「第15条の3第2項」を加え、「当該」を「区分所有に係る」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改める。

第39条の2の見出し中「案分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「案分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同項第5号中「案分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第2項中「案分の」を「^{あん}按分の」に、「本条」を「この条」に、「次の」を「次の」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同項第6号中「案分する」を「^{あん}按分する」に改める。

第48条第5項中「、第3項又は前項」を「又は前2項」に、「添付して、市長に申請しなければ」を「添えて市長に提出しなければ」に、「、第4号又は第5号の減免理由がある」を「から第5号までのいずれかに該当する」に、「場合限り、市長は、申請を待たずして減免することができる」を「ときは、この限りでない」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同条第6項中「及び」を「又は」に、「よ

って」を「よる」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第50条の2中「第49条又は前条の規定」を「前2条に規定する住宅のいずれか」に、「同条」を「これら」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同条第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改める。

第51条の3第1項中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同条第2項中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改める。

第51条の4第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同項第4号及び第6号中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改める。

第69条第3項第1号中「住所及び氏名」を「納税義務者の住所、氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改める。

第96条の14第1項第1号を次のように改める。

- (1) 鉱泉浴場を經營する者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）

第96条の14第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「その旨」を「、その旨」に改める。

附則第7項中「第15条第31項」を「第15条第33項」に改め、附則第34項の表第62条第2号ウの項中「8,000円」を「8,100

って」を「よる」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第50条の2中「第49条又は前条の規定」を「前2条に規定する住宅のいずれか」に、「同条」を「これら」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同条第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改める。

第51条の3第1項中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同条第2項中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改める。

第51条の4第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同項第4号及び第6号中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改める。

第69条第3項第1号中「住所及び氏名」を「納税義務者の住所、氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改める。

第96条の14第1項第1号を次のように改める。

- (1) 鉱泉浴場を經營する者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）

第96条の14第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「その旨」を「、その旨」に改める。

附則第7項中「第15条第31項」を「第15条第33項」に改め、附則第34項の表第62条第2号ウの項中「8,000円」を「8,100

円」に改め、附則第43項第1号、第45項第1号、第47項第1号、第49項第1号及び第52項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次_____に掲げる規定は、当該号_____に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条の規定(第15条の2の次に8条を加える改正規定及び前号_____に掲げる改正規定を除く。)平成28年1月1日

(削る) _____

(_____ 経過措置)

2・3 略

(削る)

円」に改め、附則第43項第1号、第45項第1号、第47項第1号、第49項第1号及び第52項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条の規定(第15条の2の次に8条を加える改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)平成28年1月1日

(3) 第1条中第34条の2第1項第1号の改正規定及び付則第4項の規定 平成29年4月1日

(徴収猶予等に関する経過措置)

2・3 略

(市民税に関する経過措置)

4 改正後の条例第34条の2第1項の規定(個人の市民税に係る部分に限る。)は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

尼崎市市税条例の一部を改正する条例（平成25年尼崎市条例第46号）（付則第8項関係）

改正後	現 行
<p>尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第33条の6の6」を「第33条の6の7」に改める。</p> <p>第25条第2項中「同条第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。</p> <p>第33条の6の2第1項中「第48条の9の1第3項各号」を「第48条の9の1第2第3項各号」に改め、「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える。</p> <p>第33条の6の5第1項中「当該年度の前年度において第33条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)」に改める。</p> <p>第33条の6の6第1項中「ものとする」を削り、第2章第1節第2款中同条を第33条の6の7とし、第33条の6の5の次に次の1条を加える。</p> <p>(特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い)</p> <p>第33条の6の6 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において市内に住所を有しない場合には、第33条の6の2の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得</p>	<p>尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第33条の6の6」を「第33条の6の7」に改める。</p> <p>第25条第2項中「同条第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。</p> <p>第33条の6の2第1項中「第48条の9の1第3項各号」を「第48条の9の1第2第3項各号」に改め、「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える。</p> <p>第33条の6の5第1項中「当該年度の前年度において第33条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)」に改める。</p> <p>第33条の6の6第1項中「ものとする」を削り、第2章第1節第2款中同条を第33条の6の7とし、第33条の6の5の次に次の1条を加える。</p> <p>(特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い)</p> <p>第33条の6の6 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において市内に住所を有しない場合には、第33条の6の2の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得</p>

に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しない。

2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第31条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第33条の8第5項中「第42条の9第4項」の次に「、第42条の12の3第5項」を加え、同条第10項中「の法人税割及び利子割」を削る。

第36条第6項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業及び森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第89条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

附則第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、附則第9項中「同条第10項」を「同条第9項及び第37項」に改め、附則第21項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、

に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しない。

2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第31条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第33条の8第5項中「第42条の9第4項」の次に「、第42条の12の3第5項」を加え、同条第10項中「の法人税割及び利子割」を削る。

第36条第6項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業及び森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第89条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

附則第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、附則第9項中「同条第10項」を「同条第9項及び第37項」に改め、附則第21項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、

「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改め、附則第24項中_____

_____「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25条第2項の改正規定、第33条の6の2第1項の改正規定(「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える部分を除く。)及び附則第24項の改正規定_____

_____並びに付則第3項の規定
平成26年1月1日

- (2) 附則第21項の改正規定 平成27年1月1日
- (3) 第33条の8第10項の改正規定 平成28年1月1日
- (4) 目次の改正規定、第33条の6の2第1項の改正規定(「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える部分に限る。)、第33条の6の5第1項の改正規定、第33条の6の6第1項の改正規定及び第2章第1節第2款中同条を第33条の6の7とし、第33条の6の5の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定 平成28年10月1日

(削る) _____

「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改め、附則第24項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改め、「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25条第2項の改正規定、第33条の6の2第1項の改正規定(「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える部分を除く。)及び附則第24項の改正規定(「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改める部分を除く。)並びに付則第3項の規定

平成26年1月1日

- (2) 附則第21項の改正規定 平成27年1月1日
- (3) 第33条の8第10項の改正規定 平成28年1月1日
- (4) 目次の改正規定、第33条の6の2第1項の改正規定(「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える部分に限る。)、第33条の6の5第1項の改正規定、第33条の6の6第1項の改正規定及び第2章第1節第2款中同条を第33条の6の7とし、第33条の6の5の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定 平成28年10月1日

(5) 附則第24項の改正規定(「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改める部分に限る。)及び付則第4項の規定 平成29年1月1日

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 8 5 号	所 管	園田地域振興センター
件 名	尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>平成 2 5 年 7 月に策定した「総合センターの今後のあり方」に定めた基本方向に沿って、園田東会館と戸ノ内会館を集約するにあたり、戸ノ内会館を新たな園田東会館として位置付けるため、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 位置の変更</p> <p>「尼崎市戸ノ内町 2 丁目 9 番 1 号」を「尼崎市戸ノ内町 3 丁目 2 7 番 1 号」に改める。</p> <p>(2) 使用料の改定</p> <p>移転後の貸室面積が変わること等から、使用料を改定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 1 1 月 1 日。</p> <p>ただし、2(2)については、平成 2 8 年 1 0 月 2 日。</p>					

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例

改正後					現 行				
(位置) 第3条 会館の位置は、 <u>尼崎市戸ノ内町3丁目27番1号</u> とする。					(位置) 第3条 会館の位置は、 <u>尼崎市戸ノ内町2丁目9番1号</u> とする。				
(使用料) 別表					(使用料) 別表				
区分		使用料			区分		使用料		
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで			午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
大会議室	全面使用	<u>2,200円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,800円</u>	大会議室	全面使用	<u>3,200円</u>	<u>4,300円</u>	<u>5,400円</u>
	2分の1面使用	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,900円</u>		2分の1面使用	<u>1,600円</u>	<u>2,150円</u>	<u>2,700円</u>
小会議室		<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>	小会議室		<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>1,200円</u>
和室1		<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,200円</u>	和室		<u>700円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>
和室2		<u>900円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,800円</u>	料理教室		<u>1,000円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,100円</u>
料理教室		<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>3,700円</u>					

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 8 6 号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成28年政令第46号)の施行により、同一の事由により傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合などの調整率が引き上げられたことから、規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 特殊公務外傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合の調整率 「0.86」から「0.88」に改める。</p> <p>(2) 特殊公務上傷病補償年金と障害厚生年金等が併給される場合の調整率</p> <p>ア 第1級の傷病等級 「0.9」から「0.91」に改める。</p> <p>イ 第2級の傷病等級 「0.9」から「0.92」に改める。</p> <p>ウ 第3級の傷病等級 「0.91」から「0.92」に改める。</p> <p>(3) 休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率 「0.86」から「0.88」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、改正後の規定は平成28年4月1日から適用することとし、平成28年4月1日から施行日までに支給する事由が生じ、現行規定により年金たる損害補償又は休業補償が支給された場合は、改正後の規定に基づく年金たる損害補償又は休業補償の内払いとみなし、施行後に差額を支給することとする。</p>					

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後

付 則

1～30 略

31 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定（この項を除く。）にかかわらず、この条例の規定（第19条の2及びこの項を除く。）による年金たる損害補償の年額に、同表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分及び同表の中欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、当該年金たる損害補償の年額からその損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される特定年金たる給付の年額を控除した額を下回る場合には、当該額）（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を支給する。

1 特殊公務外傷病補償 年金	障害厚生年金等	0.88
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項、第61条第1項若しくは第79条に規定する給付に該当する障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下「旧農林共済法」という。）の規定による障害共済年金（以下「旧国共済法等の規定による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 特殊公務上傷病補償 年金	障害厚生年金等	0.92（傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91）
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91）
3 特殊公務外障害補償 年金	障害厚生年金等	0.83
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が	0.88

現 行

付 則

1～30 略

31 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定（この項を除く。）にかかわらず、この条例の規定（第19条の2及びこの項を除く。）による年金たる損害補償の年額に、同表の左欄に掲げる年金たる損害補償の区分及び同表の中欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、当該年金たる損害補償の年額からその損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される特定年金たる給付の年額を控除した額を下回る場合には、当該額）（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を支給する。

1 特殊公務外傷病補償 年金	障害厚生年金等	0.86
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項、第61条第1項若しくは第79条に規定する給付に該当する障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下「旧農林共済法」という。）の規定による障害共済年金（以下「旧国共済法等の規定による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 特殊公務上傷病補償 年金	障害厚生年金等	0.91（傷病等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.9）
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91）
3 特殊公務外障害補償 年金	障害厚生年金等	0.83
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が	0.88

	支給される場合を除く。)	
4 特殊公務上障害補償年金	障害厚生年金等	0.89 (障害等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.88)
	障害基礎年金(その損害補償の事由となつた障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (障害等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91)
5 特殊公務外遺族補償年金	遺族厚生年金等	0.84
	遺族基礎年金(その損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項、第61条第1項若しくは第79条に規定する給付に該当する遺族共済年金又は旧農林共済法の規定による遺族共済年金(以下「旧国共済法等の規定による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
6 特殊公務上遺族補償年金	遺族厚生年金等	0.89
	遺族基礎年金(その損害補償の事由となつた死亡について旧国共済法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.92

32、33 略

34 休業補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由と同一の事由について次表の左欄に掲げる年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。以下この項において同じ。)にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が、当該休業補償の額から当該同一の事由について支給される特定年金たる給付の年額(2の特定年金たる給付が支給される場合にあつては、これらの合計額)を365で除して得た額を控除した額を下回る場合には、当該額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(その損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>
障害基礎年金(その損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

35～37 略

	支給される場合を除く。)	
4 特殊公務上障害補償年金	障害厚生年金等	0.89 (障害等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.88)
	障害基礎年金(その損害補償の事由となつた障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (障害等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91)
5 特殊公務外遺族補償年金	遺族厚生年金等	0.84
	遺族基礎年金(その損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項、第61条第1項若しくは第79条に規定する給付に該当する遺族共済年金又は旧農林共済法の規定による遺族共済年金(以下「旧国共済法等の規定による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
6 特殊公務上遺族補償年金	遺族厚生年金等	0.89
	遺族基礎年金(その損害補償の事由となつた死亡について旧国共済法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.92

32・33 略

34 休業補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由と同一の事由について次表の左欄に掲げる年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。以下この項において同じ。)にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が、当該休業補償の額から当該同一の事由について支給される特定年金たる給付の年額(2の特定年金たる給付が支給される場合にあつては、これらの合計額)を365で除して得た額を控除した額を下回る場合には、当該額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(その損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(その損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

35～37 略

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 8 7 号	所 管	水道局管理課 公営事業局経営企画課
件 名	尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 3 4 号)の施行等に伴う所要の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、現在「職務の級」としている文言を「等級」に改める。(第 3 条)</p> <p>(2) 本市公営企業職員の管理職員特別勤務手当について、新たな支給要件として、災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合を加える。(第 1 0 条の 2)</p> <p>(3) モーターボート競走事業に地方公営企業法の全部の規定を適用したこと等による所要の改正を行う。(第 3 条の 2 ほか)</p> <p>3 施行期日 公布の日。 ただし、改正後の条例の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。</p>					

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

改正後	現 行
<p>(給料表)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 給料表の給料額は、<u>等級及び当該等級ごとの号給</u>を設けて定めるものとする。</p> <p>3 給料表に定める<u>等級及び号給の数並びに各等級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。</u></p> <p>(管理職手当)</p> <p>第3条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうちその特殊性に基づき管理者(尼崎市モーターボート競走事業にあっては、市長。以下同じ。)が指定するもの(以下「<u>管理監督職員</u>」という。)に対して支給する。</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第8条 職員には、正規の勤務日が休日(その日<u>が他の日に振り替えられたときは、当該他の日。次項において同じ。</u>)に当たっても、正規の給与を支給する。</p> <p>2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、<u>当該正規の勤務時間中に勤務した全時間</u>に対して、休日勤務手当を支給する。</p> <p>3 前2項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、管理者が当該職員ごとに指定する日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)をいう。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 管理職員特別勤務手当は、<u>管理監督職員が次のいずれかに該当する場合に</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 給料表の給料額は、<u>職務の級及び当該職務の級ごとの号給</u>を設けて定めるものとする。</p> <p>3 給料表に定める<u>職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。</u></p> <p>(管理職手当)</p> <p>第3条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員<u>の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するもの</u>について支給する。</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第8条 職員には、正規の勤務日が休日(その日<u>を他の日に振り替えたときは、当該他の日を含む。</u>)に当たっても、正規の給与を支給する。</p> <p>2 休日(<u>その日を他の日に振り替えたときは、当該他の日</u>)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、<u>当該時間中に勤務した全時間</u>に対して、休日勤務手当を支給する。</p> <p>3 前2項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、管理者が当該職員ごとに指定する日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 管理職員特別勤務手当は、<u>第3条の2の規定に基づき管理者が指定する職を</u></p>

支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は第8条第3項に規定する休日（その日が他の日に振り替えられたときは、当該他の日。以下「休日」という。）に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、勤務を要しない日及び休日以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間内のものに限る。）に勤務した場合

（期末手当及び勤勉手当）

第11条 1 略

2 前項の規定にかかわらず、次条第2項各号のいずれかに該当する者その他管理者が定める者には、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

（給与の減額）

第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認（次の各号に掲げるものを除く。）があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。

(1) 組合休暇（職員が結成し、又は加入する労働組合の業務又は活動に従事するために与えられる休暇をいう。）の承認

(2) 介護休暇（職員がその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）父母、子、配偶者の父母その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇をいう。）の承認

(3) 部分休業（職員がその子（管理者が別に定めるものに限る。）を養育するため1日の

占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は第8条第2項に規定する休日に勤務した場合に支給する。

（期末手当及び勤勉手当）

第11条 1 略

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項各号のいずれかに該当する者その他管理者が定める者には、期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

（給与の減額）

第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、管理者の承認があった場合（職員が結成し、又は加入する労働組合の業務又は活動に従事するために休暇を与えられた場合及び職員が配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために休暇を与えられた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与（以下「減額後の給与」という。）を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、減額後の給与を支給する。

<p><u>勤務時間の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）の承認</u></p>	
--	--

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 8 8 号	所 管	公有財産課
件 名	市有地等の売払いについて				
内 容					
<p>1 売払いの目的 尼崎市自動車運送事業の民営化に伴い、旧交通局の資産であった市有地及び建物を移譲事業者に事業用地等として売り払うため。</p> <p>2 売払いの市有地等の概要 (1) 市有地等の所在地番、地目、面積等 別記のとおり 土地総面積 1 8 , 6 7 2 . 9 4 平方メートル 建物総面積 4 , 8 1 6 . 3 7 平方メートル (2) 市有地等の状況 別図 1、2、3 のとおり 旧交通局の塚口営業所、武庫営業所、東園田休憩所の土地及び建物</p> <p>3 売払いの金額 合計 2 , 2 1 8 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (1) 塚口営業所 1 , 2 8 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (2) 武庫営業所 8 4 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (3) 東園田休憩所 9 4 , 2 0 0 , 0 0 0 円</p> <p>4 売払いの相手方 西宮市和上町 3 番 3 号 阪神バス株式会社 代表取締役 福浦 秀哉</p>					

売払いの市有地等

(1) 土地

所在地番	地目	面積
尼崎市東塚口町2丁目5番	宅地	534.09 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目6番	宅地	702.27 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目7番	宅地	573.88 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目8番	宅地	795.77 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目9番	宅地	11,040.10 平方メートル
尼崎市武庫豊町3丁目10番6	宅地	1,650.66 平方メートル
尼崎市武庫豊町3丁目22番1	宅地	2,899.83 平方メートル
尼崎市東園田町1丁目185番	宅地	476.34 平方メートル

(2) 建物

所在	家屋番号	種類	構造	延床面積
尼崎市東塚口町2丁目7番地、8番地	5番1	事務所、工場、倉庫、車庫	鉄骨造スレート葺2階建、コンクリートブロック造スレート葺平家建	1,496.58 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目9番地、5番地、6番地、7番地	9番	事務所、車庫、作業所、機械室、倉庫	鉄骨造鋼板ぶき2階建、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、鉄骨造スレートぶき平家建、木造スレートぶき平家建、コンクリートブロック造スレートぶき平家建	2,275.18 平方メートル
尼崎市武庫豊町3丁目22番地1	22番1	事務所、倉庫、作業所、物置	軽量鉄骨造鋼板ぶき2階建、鉄骨造スレートぶき平家建、軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建、コンクリートブロック造スレートぶき平家建、軽量鉄骨造スレートぶき平家建	993.44 平方メートル
尼崎市東園田町1丁目185番地	185番	休憩所	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建	13.43 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目9番地	未登記	休憩所、物置、小屋	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建	31.10 平方メートル
尼崎市武庫豊町3丁目22番地1	未登記	小屋	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建	3.12 平方メートル
尼崎市東園田町1丁目185番地	未登記	便所	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建	3.52 平方メートル



塚口営業所
 東塚口町2丁目5・6・7・8・9番
 売払い市有地 合計13,646.11㎡
 売払い建物 合計3,802.86㎡



< 平成 28 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 89 号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当
件 名	工事請負契約について（わかば西小学校改築工事）				
内 容					
1	契約の相手方 神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 19 号 大豊・苅田共同企業体 代表者 大豊建設株式会社神戸営業所 所長 柏 和成				
2	契約金額 2,037,960,000 円 (金額は消費税等相当額 8% を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 28 年 5 月 16 日				
5	工事内容 校舎、体育館及びプール改築工事 鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨造り) 4 階建て 1 棟 敷地面積 16,884.88 平方メートル 建築面積 3,546.29 平方メートル 延べ面積 7,308.86 平方メートル (主な諸室) 普通教室、特別教室 (図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴 覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等)、多目的スペース、 管理諸室 既存給食室改修工事 既存校舎等解体工事 (校舎、体育館、プール等) 屋外付帯工事 (グラウンド整備、外構等)				
6	工期 契約締結の日から 600 日間				

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 9 0 号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当														
件 名	工事請負契約について（わかば西小学校改築工事のうち電気設備工事）																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市稲葉元町 2 丁目 4 番 9 号 平尾電工株式会社 代表取締役 平尾 秀樹																		
2	契約金額 2 5 0 , 5 6 0 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)																		
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																		
4	開札年月日 平成 2 8 年 5 月 1 9 日																		
5	工事内容 電気設備工事 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受変電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幹線設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動力・電灯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弱電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">太陽光発電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">既存給食室改修工事に係る電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋外電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					受変電設備工事	一式	幹線設備工事	一式	動力・電灯設備工事	一式	弱電設備工事	一式	太陽光発電設備工事	一式	既存給食室改修工事に係る電気設備工事	一式	屋外電気設備工事	一式
受変電設備工事	一式																		
幹線設備工事	一式																		
動力・電灯設備工事	一式																		
弱電設備工事	一式																		
太陽光発電設備工事	一式																		
既存給食室改修工事に係る電気設備工事	一式																		
屋外電気設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から 6 0 0 日間																		

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 5 月 1 9 日
件 名	わかば西小学校改築工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	平尾電工(株)	落 札 金 額	232,000,000円
予 定 価 格	247,580,000円	最 低 制 限 価 格	222,822,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
平尾電工(株)	232,000,000		
栄興電機工業(株)	239,000,000		
菱星システム(株)	244,600,000		
(株)ニューテック	245,900,000		
(株)小川電設	250,300,000		予定価格超過
カラタニエンジニアリング(株)	262,000,000		予定価格超過
山口電気工事(株)	198,800,000		最低制限価格抵触
共栄電器工業(株)	205,000,000		最低制限価格抵触
親和電機工業(株)	無効		小田中学校改築工事のうち電気設備工事落札の為入札無効

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 9 1 号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当														
件 名	工事請負契約について（わかば西小学校改築工事のうち機械設備工事）																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市上坂部 2 丁目 6 番 1 0 号 株式会社中の島商会 代表取締役 白浜 敏																		
2	契約金額 2 7 7 , 0 2 0 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)																		
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																		
4	開札年月日 平成 2 8 年 5 月 1 9 日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">空調設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">換気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">衛生器具設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給水設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">排水設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給湯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消火設備工</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					空調設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工	一式
空調設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工	一式																		
6	工期 契約締結の日から 6 0 0 日間																		

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 5 月 1 9 日
件 名	わかば西小学校改築工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株)中の島商会	落 札 金 額	256,500,000円
予 定 価 格	279,330,000円	最 低 制 限 価 格	251,397,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)中の島商会	256,500,000		
(株)阪神設備工業所	261,000,000		
(株)田中水道工業所	262,600,000		
(株)西三設備	279,000,000		
(株)竹内工業所	283,500,000		予定価格超過
カラタニエンジニアリング(株)	325,000,000		予定価格超過
三協設備(株)	無効		小田中学校改築工事のうち機械設備工事落札の為入札無効

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 9 2 号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当
件 名	工事請負契約について (園田南小学校プール改築等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地 株式会社三田工務店 代表取締役 三田 恭男				
2	契約金額 1 4 5 , 1 5 2 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 2 8 年 5 月 1 9 日				
5	工事内容 プール改築工事 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1 棟 敷地面積 8 8 6 . 6 6 平方メートル 建築面積 1 6 5 . 2 5 平方メートル 延べ面積 1 7 9 . 4 7 平方メートル 既存プール解体工事 屋外付帯工事				
6	工期 契約締結の日から 2 4 0 日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 5 月 1 9 日
件 名	園田南小学校プール改築等工事		
落 札 者 名	(株)三田工務店	落 札 金 額	134,400,000円
予 定 価 格	147,760,000円	最 低 制 限 価 格	132,769,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)三田工務店	134,400,000		
大松建設(株)	134,650,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	135,500,000		
(株)サージ・コア	140,000,000		
(株)トータルサプライ	144,000,000		
(株)松善工務店	147,300,000		
(株)菊田工務店	169,500,000		予定価格超過
海月建設(株)	辞退		
(株)吉川組	辞退		

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 9 3 号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当
件 名	工事請負契約について (小田中学校改築工事)				
内 容					
1	契約の相手方 大阪市北区堂島 1 丁目 2 番 5 号 北野・ユハラ特定建設工事共同企業体 代表者 北野建設株式会社 大阪支店 執行役員支店長 寺島 寛典				
2	契約金額 2 , 3 7 3 , 8 4 0 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 2 8 年 5 月 1 6 日				
5	工事内容 校舎、体育館及びプール改築工事 鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨造り) 4 階建て 1 棟 敷地面積 2 3 , 4 8 0 . 4 8 平方メートル 建築面積 3 , 8 1 1 . 3 7 平方メートル 延べ面積 1 0 , 4 5 9 . 5 1 平方メートル (主な諸室) 普通教室、特別教室 (図書室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、美術教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室 既存校舎等解体工事 (校舎、体育館、プール等) 屋外付帯工事 (グラウンド整備、外構等)				
6	工期 契約締結の日から 6 0 0 日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 5 月 1 6 日
件 名	小田中学校改築工事		
落 札 者 名	北野・ユハラ特定建設工事 共同企業体	落 札 金 額	2,198,000,000円
予 定 価 格	2,362,410,000円	最低制限価格	2,126,169,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
柄谷・昌平共同企業体	2,028,000,000		最低制限価格抵触
北野・ユハラ特定建設工事共同企業体	2,198,000,000		
大豊・苅田共同企業体	2,322,000,000		
青木あすなる・山本共同企業体	2,584,000,000		予定価格超過
浅沼・サージ・コア共同企業体	辞退		
東亜・三田特定建設工事共同企業体	辞退		

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 9 4 号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当												
件 名	工事請負契約について (小田中学校改築工事のうち電気設備工事)																
内 容																	
1	契約の相手方 尼崎市潮江 2 丁目 1 7 番 2 9 号 親和電機工業株式会社 代表取締役 入江 良治																
2	契約金額 2 8 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)																
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																
4	開札年月日 平成 2 8 年 5 月 1 9 日																
5	工事内容 電気設備工事 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受変電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幹線・動力設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電灯・コンセント設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弱電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">太陽光発電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋外電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					受変電設備工事	一式	幹線・動力設備工事	一式	電灯・コンセント設備工事	一式	弱電設備工事	一式	太陽光発電設備工事	一式	屋外電気設備工事	一式
受変電設備工事	一式																
幹線・動力設備工事	一式																
電灯・コンセント設備工事	一式																
弱電設備工事	一式																
太陽光発電設備工事	一式																
屋外電気設備工事	一式																
6	工期 契約締結の日から 6 0 0 日間																

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 5 月 1 9 日
件 名	小田中学校改築工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	親和電機工業(株)	落 札 金 額	265,000,000円
予 定 価 格	293,480,000円	最 低 制 限 価 格	264,132,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
親和電機工業(株)	265,000,000		
(株)ニューテック	273,700,000		
(株)小川電設	275,300,000		
カラタニエンジニアリング(株)	288,000,000		
共栄電器工業(株)	210,000,000		最低制限価格抵触
山口電気工事(株)	215,800,000		最低制限価格抵触
菱星システム(株)	242,100,000		最低制限価格抵触
平尾電工(株)	258,000,000		最低制限価格抵触
栄興電機工業(株)	258,200,000		最低制限価格抵触

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 9 5 号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当														
件 名	工事請負契約について (小田中学校改築工事のうち機械設備工事)																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市椎堂 1 丁目 2 番 6 号 三協設備株式会社 代表取締役 永井 俊彦																		
2	契約金額 3 0 1 , 8 6 0 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)																		
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																		
4	開札年月日 平成 2 8 年 5 月 1 9 日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">空調設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">換気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">衛生器具設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給水設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">排水設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給湯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消火設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					空調設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式
空調設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から 6 0 0 日間																		

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 5 月 1 9 日
件 名	小田中学校改築工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	三協設備(株)	落 札 金 額	279,500,000円
予 定 価 格	300,630,000円	最低制限価格	270,567,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
三協設備(株)	279,500,000		
(株)中の島商会	282,200,000		
(株)田中水道工業所	287,200,000		
(株)西三設備	292,900,000		
(株)阪神設備工業所	293,800,000		
(株)竹内工業所	316,000,000		予定価格超過
カラタニエンジニアリング(株)	355,000,000		予定価格超過

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)

<平成28年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第96号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当
件 名	工事請負契約の変更について(園和小学校校舎等改築工事)				
内 容					
1	変更理由 賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。				
2	契約の相手方 神戸市兵庫区小河通2丁目2番5号 N I P P O ・ 吉川組共同企業体 代表者 株式会社N I P P O兵庫統括事業所 所長 岩下 和彦				
3	契約金額 変更前 2,425,206,960円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 変更後 2,506,595,760円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 増 額 81,388,800円(金額は消費税等相当額8%を含む。)				
4	変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第26条関係)				
5	契約工期 平成26年6月30日から平成28年8月31日まで(変更なし)				

<平成28年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第97号	所 管	施設課、施設整備担当、 設備整備担当
件 名	工事請負契約の変更について(園田東小学校校舎棟改築等工事)				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第26条第6項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>神戸市中央区八幡通3丁目1番19号 大豊・ユハラ共同企業体 代表者 大豊建設株式会社神戸営業所 所長 柏 和成</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 1,136,160,000円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 変更後 1,178,485,200円(金額は消費税等相当額8%を含む。) 増 額 42,325,200円(金額は消費税等相当額8%を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第26条関係)</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成26年10月7日から平成28年9月25日まで(変更なし)</p>				

)

< 平成 2 8 年 6 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 9 9 号	所 管	道路維持担当
件 名	工事請負契約について (港橋耐震補強 (その 1) 工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市崇徳院 2 丁目 5 5 番地 株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣				
2	契約金額 2 3 2 , 6 7 5 , 2 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 2 8 年 5 月 1 1 日				
5	工事内容 橋脚耐震補強工事 施工延長 4 7 . 0 m、施工幅員 1 2 . 6 m 耐震補強工 (鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強) 落橋防止対策工 (緩衝チェーン設置、縁端拡幅、水平分担構造設置) 等				
6	工期 契約締結の日から平成 2 9 年 3 月 2 0 日まで				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 5 月 1 1 日
件 名	港橋耐震補強（その1）工事		
落 札 者 名	(株)鍵田組	落 札 金 額	215,440,000円
予 定 価 格	244,005,000円	最 低 制 限 価 格	212,886,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額（円）		
(株)鍵田組	215,440,000		
(株)金山組	219,400,000		
(株)柄谷工務店	224,900,000		
(株)岩本組	225,130,000		
タカヤマ土木道路(株)	225,634,000		
杉本建設(株)	226,499,000		
福田土木工業(株)	227,000,000		
苅田建設工業(株)	228,160,000		
松岡土木(株)	228,545,000		
丸協産業(株)	243,000,000		
(株)大城工業所	245,184,000		予定価格超過
(株)大城建設	246,200,000		予定価格超過
園建工業(株)	307,658,000		予定価格超過
金山建設工業(株)	201,487,000		最低制限価格抵触
(株)オカモト・コンストラクション・システム	無効		魚つり公園釣り桟橋改修工事落札の為入札無効
(株)香山組	辞退		

（ 金額は消費税等相当額 8 % を含まない。 ）

<平成28年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第100号	所 管	公園維持課
件 名	工事請負契約について(魚つり公園釣り棧橋改修工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫				
2	契約金額 285,660,000円(金額は消費税等相当額8%を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成28年5月11日				
5	工事内容 釣り棧橋改修工事 施工延長 200.0m、施工幅員 8.0m 主部材(主桁、杭)の補修・防食(塗装等) その他部材の取替え等				
6	工期 契約締結の日から平成29年9月30日まで				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 5 月 1 1 日
件 名	魚つり公園釣り棧橋改修工事		
落 札 者 名	(株)オカモト・コンストラク ション・システム	落 札 金 額	264,500,000円
予 定 価 格	270,585,000円	最低制限価格	239,520,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	264,500,000		
酒井工業(株)	283,625,000		予定価格超過
(株)大城工業所	359,700,000		予定価格超過
(株)香山組	辞退		
深井建設(株)	辞退		

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)